平成２７年（フ）第１３５号
香川県仲多度郡琴平町下櫛梨1092―３
破産者　谷口　　修
１　決定年月日　平成28年８月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部
平成２７年（フ）第６３号
北海道夕張郡栗山町中央１丁目64番地
破産者　吉田　勝洸
１　決定年月日　平成28年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２７年（フ）第１５８号
青森県八戸市大字市川町字高屋敷32番地２
破産者　出町　昌子
１　決定年月日　平成28年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係
平成２７年（フ）第３１１号
滋賀県栗東市安養寺１丁目９番23―204号安藤マンション、開始決定時の住所滋賀県栗東市小野15番地17
破産者　松村　一義
１　決定年月日　平成28年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部
平成２７年（フ）第２２３号
東京都大田区南蒲田１丁目10番11―601号、開始決定時の住所宮崎市江平東１丁目６番43号　市営住宅271棟505号
破産者　小倉　良一
１　決定年月日　平成28年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第７３１号
札幌市東区北21条東23丁目５番18―902号
破産者　金盛　晃敬
１　破産債権の届出期間　平成28年９月23日まで
２　一般調査期日　平成28年10月19日午前11時
平成28年８月26日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２７年（フ）第２８９号
和歌山市西庄1082番地１
破産者　西浦　義文
１　破産債権の届出期間　平成28年９月23日まで
２　一般調査期日　平成28年11月10日午前10時５分
平成28年８月26日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２７年（フ）第２１０４号
札幌市中央区円山西町１丁目６番９号
破産者　株式会社クレオ・ムイナス
１　破産債権の届出期間　平成28年９月26日まで
２　一般調査期日　平成28年10月28日午前10時30分
平成28年８月26日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第４５号
愛知県豊橋市花田町字小松３番地１（105）、従前の住所愛知県岡崎市舞木町字茶屋河原80番地１　エスポワール舞木1103
破産者　安藤　　亨
１　破産債権の届出期間　平成28年９月29日まで
２　一般調査期日　平成28年11月18日午前10時20分
平成28年８月29日
名古屋地方裁判所豊橋支部
平成２７年（フ）第１３４４号
名古屋市西区菊井１丁目33番４号
破産者　二俣　勝江
１　破産債権の届出期間　平成28年９月30日まで
２　一般調査期日　平成28年12月７日午前10時10分
平成28年８月24日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第１３号
愛知県日進市米野木町仲田41番地　セントポーリア201号
破産者　杉原　宗一
１　破産債権の届出期間　平成28年９月30日まで
２　一般調査期日　平成28年12月７日午前10時30分
平成28年８月24日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第１１８６号
大阪府箕面市森町中２丁目４番13号
破産者　平見　綾子（旧姓宮崎）
１　破産債権の届出期間　平成28年９月30日まで
２　一般調査期日　平成28年11月14日午後２時
平成28年８月26日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２８年（フ）第１７００号
大阪府東大阪市川俣３丁目１番43号
破産者　日東商事合資会社
１　破産債権の届出期間　平成28年９月30日まで
２　一般調査期日　平成28年11月14日午前11時
平成28年８月26日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２８年（フ）第１００号
群馬県前橋市新前橋町16番地31
破産者　信澤　　浩
１　破産債権の届出期間　平成28年10月24日まで
２　一般調査期日　平成28年11月29日午前10時30分
平成28年８月23日
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２８年（フ）第１１５号
群馬県前橋市元総社町２丁目26番地６　細川方
破産者　伊藤　康彦
１　破産債権の届出期間　平成28年11月４日まで
２　一般調査期日　平成28年12月５日午前10時10分
平成28年８月29日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

包括的禁止命令

平成２７年（再）第３号
秋田県仙北市田沢湖玉川字渋黒沢２番地先
再生債務者　株式会社ぶなの森玉川温泉
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成28年８月25日
秋田地方裁判所民事第２部

監督命令取消

平成２７年（再）第３号
秋田県仙北市田沢湖玉川字渋黒沢２番地先
再生債務者　株式会社ぶなの森玉川温泉
主文　平成27年４月20日にした監督命令を取り消す。
平成28年８月25日
秋田地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２８年（再）第１号
秋田県横手市平和町９番10号（商業登記記録上の所在地　秋田県横手市横手町字大関越80番地）
再生債務者　横手セントラルホテル株式会社
１　決定年月日時　平成28年８月25日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年９月26日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成28年11月９日から平成28年11月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２８年（再）第６号
愛知県常滑市金山字篭池92番地
再生債務者　株式会社クリエイトセイワ
１　決議に付する計画案　平成28年８月８日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成28年10月３日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成28年９月26日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成28年９月20日
平成28年８月25日
名古屋地方裁判所民事第２部